

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

生活・環境

都市計画案の縦覧と意見書の提出

「都市計画法」の規定に基づき、関係区の住民および利害関係人は縦覧期間中に意見書を提出することができます。

因 東京都市計画緑地（第86号荻窪二丁目緑地）の変更案（杉並区決定）▶縦覧期間=11月26日(木)~12月10日(木)（土・日曜日を除く）▶縦覧場所=都市整備部管理課（区役所西棟5階）▶意見書の提出=意見書（書式自由）に都市計画案の名称・日付・住所・氏名を書いて、12月10日（必着）までに同課へ郵送・持参 同課 意見書は杉並区長宛て

健康・福祉

国保特定健診を受けましょう

生活習慣病の早期発見のため実施しています。未受診の方には、案内のがきを送付します。

因 杉並区国民健康保険加入で2年度中に40歳になる方、または41~74歳で元年度国保特定健診未受診の方 同 国保年金課医療費適正化担当 同 受診券（7月に送付済み）を紛失した場合は再発行可

施設情報

証明書コンビニ交付サービスの休止

証明書コンビニ交付サービスのシステム改修作業のため、12月29日(火)~3年1月14日(木)はマルチコピー機での各種証明書の交付を含む全てのコンビニ交付サービスがご利用いただけません。

同 区民課住民記録係、課税課区民税係

ゆうゆう阿佐谷館、馬橋区民集会所・ゆうゆう馬橋館の閉館

ゆうゆう阿佐谷館は12月6日(日)、馬橋区民集会所・ゆうゆう馬橋館は12月20日(日)で閉館し、3年1月5日(火)から地域コミュニティ施設「コミュニティふらっと阿佐谷」、「コミュニティふらっと馬橋」として新たに開設します。

同 高齢者施策課施設担当

採用情報 ※応募書類は返却しません。

杉並区職員（歯科衛生Ⅱ類）

因 採用予定日=3年4月1日以降▶選考日=12月19日(土)▶資格=昭和56年4月2日以降に生まれ、歯科衛生士の免許を有する方（3年3月31日までに取得見込みを含む）▶募集人数=1名▶募集案内・申込書配布場所=人事課人事係（区役所東棟5階）、区民事務所、地域区民センター、図書館、保健センター、就労支援センター（天沼3-19-16ウェルファーム杉並内） 同 申込書を、11月30日午後5時（必着）までに人事課人事係へ郵送・持参 同 同係

区立児童館・学童クラブ 会計年度任用職員

①一般②短時間

因 勤務期間=3年4月1日~4年3月31日（5回まで更新可）▶勤務日時=①月16日。1日7時間45分②週5日。1日6時間▶募集期間=①11月30日まで②12月18日まで▶募集案内配布場所=児童青少年センター（荻窪1-56-3）、児童館、子ども・子育てプラザ。区ホームページからも取り出せます 同 児童青少年課管理係 ☎3393-4760 同 応募資格、申し込み方法、勤務条件などの詳細は、募集案内参照

① 感染症防止対策

区立施設・区事業を段階的に再開しています。利用者・参加者の皆さんも下記の対策にご協力をお願いいたします。

- 体調不良時の利用自粛
- マスク着用や手洗い・手指消毒の励行
- ソーシャルディスタンスの十分な確保
- 室内の定期的な換気
- 大声での発声、歌唱、声援等が生じる活動の自粛

区立保育園等 会計年度任用職員（短時間）

因 職種・勤務時間帯・勤務日・募集人数・時給=下表のとおり▶勤務期間=3年4月1日~4年3月31日（5回まで更新可）▶勤務場所=区立保育園、区立小規模保育事業所、区保育室、定期利用保育施設、区立子供園のいずれか▶資格=高等学校卒業（程度）以上の方。保育補助は、保育士資格がなくても応募可。調理補助は、調理師資格がなくても応募可▶その他=期末手当支給（要件あり）。有給休暇あり。社会保険加入（要件あり）。交通費支給（上限あり） 同 履歴書を、3年1月8日午後5時（必着）までに保育課管理係（区役所東棟3階）へ郵送・持参 同 同係 同 履歴書に希望職種（順位をつけて複数記入可）・志望動機・「広報すぎなみ」を見て応募した旨を記入。保育園等の欠員状況と住所を参考に勤務する園を紹介。杉並区役所関係のパート・アルバイト経験者は、職歴に記入。保育士証をお持ちの方は写しを添付。書類選考合格者には面接を実施（1月下旬までに連絡）。採用決定後、健康診断書を提出



区立保育園等 会計年度任用職員（短時間）

職種	勤務時間帯（勤務時間数）	勤務日（祝日を除く）	募集人数	時給（2年度実績）	
保育補助	(1) 午前7時30分~9時30分（2時間）	週6日（月~土曜日）	25名程度	1303円（有資格者1416円）	
	(2) 午前7時30分~10時30分（3時間）		10名程度		
	(3) 午前9時30分~午後0時30分（3時間）		若干名		
	(4) 午前9時~午後1時（4時間）		5名程度		
	(5) 午前9時~午後2時45分（5時間）		土曜日のみ		各若干名
	(6) 午前9時~午後2時45分（5時間）				
	(7) 午後1時~5時（4時間）	週6日（月~土曜日）	各若干名	1303円（有資格者1416円）	
	(8) 午後3時30分~6時30分（3時間）				5名程度
	(9) 午後4時30分~6時30分（2時間）				20名程度
	(10) 午後4時45分~7時45分（3時間）				10名程度
	(11) 午前7時30分~9時30分・午後4時30分~6時30分（4時間）				週5日（月~金曜日）
	(12) 午前7時30分~9時30分・午後3時30分~6時30分（5時間）				
	(13) 午前7時30分~9時30分・午後4時45分~7時45分（5時間）				
	(14) 午前7時30分~10時30分・午後4時30分~6時30分（5時間）				
	(15) 午前9時~午後3時45分（6時間）	週5日（月~金曜日）	5名程度	1188円（有資格者1290円）	
調理補助	(1) 午前9時~午後2時45分（5時間）	週5日（月~金曜日）または週2・3日	各若干名	1183円	
	(2) 午後4時15分~7時15分（3時間）	週5日（月~金曜日）			
	(3) 午前8時30分~午後3時15分（6時間）	月~土曜日のうち週3日			
	(4) 午後2時~5時（3時間）	週5日（月~金曜日）			
保育補助兼用務	午前10時30分~午後5時15分（6時間）	月~土曜日のうち週3日		1188円（有資格者1290円）	
用務	午前8時30分~午後3時15分（6時間）	週5日（月~金曜日）		1149円	
調理兼用務	午前10時30分~午後5時15分（6時間）	週5日（月~金曜日）		1183円	

【重要なお知らせ】

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙および過去の「広報すぎなみ」掲載の催しや募集の内容等が中止または延期になる場合があります。最新情報は、各問い合わせ先にご確認いただくか、区ホームページをご覧ください。



介護保険課 会計年度任用職員（理学療法士・作業療法士）

因 介護保険住宅改修費・福祉用具購入費の審査業務ほか▶勤務期間=3年4月1日~4年3月31日（5回まで更新可）▶勤務場所=介護保険課給付係（区役所東棟3階）▶資格=理学療法士または作業療法士の資格を有し、実務経験がある方▶募集人数=1名▶報酬=月額21万4464円（2年4月1日現在）▶その他=期末手当支給。有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり） 同 申込書（区ホームページから取り出せます）を、3年1月20日午後5時（必着）までに介護保険課給付係へ簡易書留で郵送・持参 同 同係 同 書類選考合格者には面接を実施

募集します

2年度杉並区スポーツ栄誉章対象者の推薦

国際、全国、関東、東京都の体育大会などで優秀な成績を収め、区のスポーツ振興に寄与された方々に対し、その栄誉をたたえ表彰しています。

推薦締め切りは12月18日です。制度・推薦の詳細は、お問い合わせください。

同 スポーツ振興課事業係

相談

不妊専門相談

不妊外来を担当する看護師が、不妊についての専門的な相談に応じます。

時12月17日(木)午後1時30分・2時10分・2時50分・3時30分 場杉並保健所(荻窪5-20-1) 区内在住・在勤・在学の方 各1組(申込順) 電話・Eメールに氏名(匿名・ニックネーム可)・希望日時・電話番号・来所人数を書いて、杉並保健所健康推進課健康推進係 ☎3391-1355 KOUZA-TANTOU@city.suginami.lg.jp 同係

1人でも雇ったら労働保険に加入を 11月は労働保険適用促進強化期間です



労働保険は1人でも労働者を雇用した場合は必ず加入しなければならない制度です。

労災保険については、新宿労働基準監督署労災課 ☎3361-4402、雇用保険については、新宿公共職業安定所適用課 ☎3200-1273



表示板が読みづらい、新しく設置したい方へ

住所の表示板をお渡ししています



住居番号表示板(えんじ色。縦6cm×横12cm程度の横書き)は、住居表示を明らかにするため、各戸の出入り口付近に貼り付ける表示板です。表示板の文字が読みづらい、表示板が無いという方には、新しいものをお渡ししています。また、町名を表示した町名プレート(縦6cm×横6cm)も、希望者にお渡ししています。角地の住宅にある町名等を表示した街区表示板(縦66cm×横12cm程度の縦書き)は、担当職員が設置・交換をしています。各表示板を希望する方は、お問い合わせください。



▲住居番号表示板(右下)、町名プレート(右上)、街区表示板(左)

区民課管理係住居表示担当

マスク等の寄贈 ありがとうございました



寄贈された物品は、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止に活用していきます。ありがとうございました。

問い合わせは、総務課総務係へ。

主な寄贈品と寄贈者

(10月1日現在。敬称略・順不同)
※「広報すぎなみ」9月15日号以前掲載分を除く。

- マスク：ふしみ=100枚 ▶ 加戸敏朗=4枚
- 消毒用エタノール：池田佳子=32本
- インナー：株式会社ファーストリテイリング=150枚
- タオル：仁平恵治=100枚
- マウスガード：松原尚子=10枚
- 匿名分計：マスク105枚、消毒用エタノール2本、次亜塩素酸ナトリウム水溶液3本



▲区のごみ収集職員ヘインナーが寄贈されました

区内空間放射線量等 測定結果

10月に実施した、区内の空間放射線量率および区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定の結果、特に異常はありませんでした。詳細は、区ホームページでご覧になれます。

空間放射線量率の測定については、環境課公害対策係。区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定については、学務課・保育課。放射能濃度測定の方法については、杉並保健所生活衛生課衛生検査係 ☎3334-6400

12月の各種健康相談 いずれも予約制。申し込みは、各保健センターへ。

保健センター名	子育て相談	母親学級	離乳食講習会	乳幼児歯科相談	栄養・食生活相談	ものわすれ相談	心の健康相談
荻窪 (荻窪5-20-1) ☎3391-0015	-	-	23日(水)	午前 11日(金) 25日(金) 午後 10日(木)	11日(金)	21日(月) 午後1時30分	9日(水) 午後1時30分 17日(木) 午前9時45分
高井戸 (高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	7日(月)	2日(水) 9日(水)	1日(火)	午前 7日(月) 21日(月) 午後 4日(金)	3日(木)	1日(火) 午後1時30分	17日(木) 24日(木) 午後1時30分
高円寺 (高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	24日(木)	-	7日(月)	午前 1日(火) 15日(火) 午後 3日(木)	15日(火)	25日(金) 午前9時30分	4日(金) 10日(木) 午後2時
上井草 (上井草3-8-19) ☎3394-1212	23日(水)	3日(木) 10日(木)	24日(木) (生後9カ月頃から)	午前 23日(水) 午後 9日(水)	-	8日(火) 午後1時30分	14日(月) 午後1時30分
和泉 (和泉4-50-6) ☎3313-9331	10日(木)	-	17日(木)	午前 10日(木) 午後 23日(水)	-	16日(水) 午前10時	1日(火) 午後1時30分

※杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種予診票が必要な方は、各保健センターまたは子育て支援課母子保健係(区役所東棟3階)へ。
※ベビーカー等の盗難が発生しています。会場は狭いためベビーカーで回ることができません。チェーン錠をつけるなど各自ご注意ください。

歯の健康相談 12日(土)午後2時~4時30分。問い合わせは、杉並区歯科医師会(阿佐谷南3-34-3 ☎3393-0391)へ。

12月4日～
10日は
人権週間です

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心

人権とは、誰もが生まれながらに等しく持っている、人として幸せな生活を営むための権利です。この権利が尊重される社会を実現するために、家庭・学校・職場・地域社会などでその意義や重要性を考え、普段から人権への配慮が行えるような意識を育てていくことが大切です。

— 問い合わせは、総務課へ。



新型コロナウイルス感染症に伴う人権に配慮しよう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やその家族、職場、関係する店舗、医療関係者、帰国者や外国の方等に対する、誹謗や中傷、不当な差別が発生しているとの報道がされています。こうした行動は決して許されることではありません。

感染の恐れは誰にでもあります。人権の尊重、個人情報の保護に理解・配慮をして、人権侵害へつながらないよう、理性的な行動をお願いします。

法務省の人権擁護局では、人権に関する相談を受け付けています。

電話による人権相談

●みんなの人権110番 ☎0570-003-110 / 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 / 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 (いずれも平日午前8時30分～午後5時15分)

●外国語による人権相談 ☎0570-090-911 (平日午前9時～午後5時)

インターネットによる人権相談

HP <https://www.jinken.go.jp>

問い合わせ 総務課、区政相談課

障害の有無に関わらず、安心して暮らすことができる 共生社会の実現を目指して

障害があることを理由に差別や虐待を受けたり、嫌な思いをしたりといったことが今も起こっています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活をしていけるよう、障害への理解を深め、適切な配慮や支援を行うことで、みんなで支え合う社会を築いていきましょう。

問い合わせ 障害者施策課障害者虐待専用電話 ☎5307-0783 ☎3312-8808

犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」(9面参照)です。区では、「総合支援窓口」を開設し、犯罪被害者等の支援を行っています。

問い合わせ 犯罪被害者総合支援窓口相談専用 ☎5307-0620

性的少数者(性的マイノリティー)に対する差別や偏見をなくそう

性的少数者とは、「性的指向」(どのような性の人を好きになるのか)・「性自認」(体の性とは別に、自分自身がどのような性だと考えているか)に関する少数者をいい、その割合は、約13人に1人であると言われています。

多様な性に関する正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしましょう。

問い合わせ 男女平等推進センター一般相談 ☎5307-0619、総務課

外国人も共に地域の一員

区には約1万7000人の外国人が住んでいます。その中には、言葉や文化・生活習慣の相違などによる誤解や行き違いで、偏見や差別、嫌がらせを受けている人がいます。

ますます国際化が進む中で、他国の文化を尊重し、その多様性を受け入れ、共に地域で生活する一員であるという気持ちを持つことが大切です。

問い合わせ 文化・交流課

ヘイトスピーチをなくすために

ヘイトスピーチとは一般的に、特定の国や地域の出身であること、またはその子孫であることのみを理由に社会から追い出そうとしたり、一方的に危害を加えたりしようとする差別的言動をいいます。

このような言動は重大な人権侵害であり、決してあってはならないものです。ヘイトスピーチは決して許さないという意識を持ち、互いを尊重する社会をつくりましょう。

問い合わせ 総務課

拉致問題の早期解決を

毎年12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

区では、拉致被害者全員の早期救出と拉致問題の一日も早い全面解決に向けて、拉致被害者家族への支援を行っています。拉致は許されない犯罪行為であり、重大な人権侵害です。拉致問題への関心を高め、認識を深めていくことが必要です。

北朝鮮拉致被害者家族支援パネル展

期 12月7日(月)～11日(金)午前8時30分～午後5時(11日は4時まで) 区役所2階区民ギャラリー

問い合わせ 区民生活部管理課

部落差別をなくそう わが国固有の人権問題

部落差別は、日本社会の歴史の中で形成された身分差別です。今なお、インターネット上で差別的な書き込みや公共施設への落書きなどの事例があり、基本的人権を侵害されているわが国固有の重大な人権問題です。

問い合わせ 総務課

DV(配偶者、パートナーなどからの暴力)は人権侵害かつ犯罪

DVには身体的暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力等も含まれます。家庭内・当事者間だけの問題ではなく、社会全体で解決すべき問題です。男女が社会の対等なパートナーとして活躍するためには、暴力行為は絶対にあってはなりません。一人で悩まず相談してください。

問い合わせ すぎなみDV専用ダイヤル ☎5307-0622、各福祉事務所、警察署

子どもの人権を守ろう

大人による子どもの虐待、子ども間でのいじめ、児童買春や児童ポルノなど、子どもの人権が脅かされる事例が数多く発生しています。

子どもの様子がいつもと違う、虐待やいじめかもしれないと思われるときは相談してください。

問い合わせ

子ども家庭支援センター

●児童虐待の相談・連絡＝杉並子ども家庭支援センター ☎5929-1902、

高円寺子ども家庭支援センター ☎3315-2800

●子どもや保護者からの相談＝ゆうライン ☎5929-1901

済美教育センター教育相談担当/済美教育センター

●来所教育相談(予約制) ☎3311-1921、電話教育相談 ☎3317-1190

●主に子どもからの相談専用＝すぎなみいじめ電話レスキュー

☎0120-949-466 (有料: ☎080-8825-0119)

高齢者の尊厳ある暮らしを目指して

高齢者虐待には、単に身体的な暴力による虐待だけではなく、暴言、脅し、嫌がらせ、無視、金銭の搾取といった行為も含まれます。

高齢者虐待は、長い介護負担や家族関係の問題などを理由に家族等から受ける場合と、介護保険施設等で職員から受ける場合があります。

高齢者やその家族等を地域で温かく見守り、孤立を防ぎましょう。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は相談してください。

問い合わせ

家族等からの高齢者虐待の相談・通報窓口

高齢者在宅支援課地域支援係 ☎5307-0648、各地域包括支援センター(ケア24)

介護保険施設等における高齢者虐待の

相談・通報窓口

介護保険課事業者係



広告

永代供養出張サポート
埋葬地 静岡県伊東市「願行寺」

1霊 3万円(税込) 生前申込可
出張訪問・御遺骨お届け・永代供養 全て込み

豊島区巣鴨 4-19-8 ABC なんでもお墓相談 (株)メモリアルアシスト
☎0120-05-1234 (9時～17時)

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

おめでとうございます!

2年度健康づくり表彰 受賞事業所・団体が決定しました

健康づくりに積極的に取り組む事業所・団体を表彰する「健康づくり表彰」。今年度の受賞事業所・団体が決まりましたので、お知らせします。活動内容の詳細は、区ホームページをご覧ください。

—— 問い合わせは、杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355へ。

最優秀賞

NPO法人 すぎなみ子育てひろばchouchou (シュシュ)

幅広い取り組みで子育てニーズに応え、母子の心身の健康を守る

取り組み事例

つどいの広場

乳幼児のお母さんと妊娠中の女性が立ち寄り、ほっとできる場を提供。子育て経験のあるスタッフや他の利用者と、子育て中の不安や大変さ・楽しさを共有する憩いの場となっています。



▲つどいの広場

赤ちゃんカフェ

0歳児親子を対象とした赤ちゃんカフェ。同じ0歳児のお母さん同士の交流の場となっています。

※いずれも新型コロナウイルス感染症対策のため、現在は内容を一部変更し運営。

受賞者の声

すぎなみ子育てひろばchouchou代表・小俣陽子

集う皆さんが「今日も笑顔でシュシュを後にする!」を合言葉に、18年ほど前より地域で子育て支援を展開してまいりました。今求められている声に寄り添い、応える姿勢を大事にする組織として柔軟にチャレンジを続けています。

設立当時、ミッションの中に「子育てをきっかけに誰もが生き生きと暮らせるコミュニティーを創る」という大きな目標を掲げました。

今後も地域の皆さん・子育てに関わる全ての皆さんの心の活力を養い、共に子ども達の健やかな成長を喜ぶ「ひろば(拠点・居場所)」を目指していきたいです。



事業所部門 優秀賞

●日都産業株式会社

遊具・健康器具メーカーとして、社員の健康を第一に考えた経営

団体部門 優秀賞

●銀の会

今年で活動30周年。体操・脳トレ・歌などで介護予防

●グループ ハート to Heart

地域の団体と力を合わせた介護予防

●NPO法人 すぎなみ栄養と食の会

地域に根差し、食を通じた健康を伝える

●一般社団法人 日本健康麻将協会 杉並統括支部

「賭けない、飲まない、吸わない」マージャンで高齢者の生きがいづくり

●クラブ123荻窪

子どもから高齢者まで楽しめる地域住民によるスポーツ教室

●高井戸・和泉保健センター健康づくり 自主グループ交流会

健康寿命の延伸をテーマに地域で健康づくり活動

特別区民税・都民税(普通徴収分)の 徴収猶予(特例制度)の対象に 第4期分が加わりました



新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収猶予(納期の延長)を受けられる場合があります。

これまで、3年1月31日までに納期が到来する地方税が対象でしたが、法令改正に伴い、3年2月1日までに納期が到来する地方税も対象に加わりました。特別区民税・都民税(普通徴収分)の場合は、第4期分も同制度の対象となります。

申請方法などの詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。
圖納税課



税務署からのお知らせ

確定申告はパソコン・スマホで ラクラク申告!



税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、自宅での確定申告をお勧めしています。ID・パスワードがあれば、自宅のパソコンやスマートフォンから簡単に確定申告ができます。まだID・パスワードを取得していない方は、税務署で随時ID・パスワードを発行(5~10分程度。本人以外への発行不可)できますので、今年中に取得して来年の確定申告に向けた準備をしましょう。

必要書類 本人確認ができる身分証明書(運転免許証、保険証等)

令和2年分確定申告から青色申告特別控除額が変わります!

青色申告特別控除額が、現行の65万円から55万円に変更となります。ただし、e-Taxによる申告を行うと、引き続き65万円の控除が受けられます。

圖園杉並税務署(成田東4-15-8 ☎3313-1131)、荻窪税務署(荻窪5-15-13 ☎3392-1111)

11月11日~17日は「税を考える週間」

期間に合わせ、平成21年より「納税街頭キャンペーン」を、区や区内の税務署、都税事務所、関係民間団体が協力して実施しています。納税者の意識向上や期限内納税推進、e-Tax・eLTAXの利用推進にご協力をお願いします。

圖納税課



▲第6回(平成26年度)納税街頭キャンペーンの様子